

## 令和5年度寒河江市スポーツ大会・合宿等誘致推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツを通じた交流の推進及び地域の活性化、本市の更なるスポーツの振興を図るため、県外のスポーツ団体が市内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用して行うスポーツ合宿、練習及び交流試合、大会の実施に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内のスポーツ施設を利用し、かつ市内の宿泊施設に宿泊して実施するものであること。
- (2) スポーツ合宿期間中に1回以上、市内の団体又は地域住民と交流を図るものであること。
- (3) 宿泊日数が連続3日以上であること。
- (4) 延べ参加者数が50人泊数以上であること。
- (5) 山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金の交付を受けている又は受ける見込みがあること。
- (6) 本市から類似する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。

(補助金の額)

第3条 交付する補助金の額は、延べ参加者数に1,000円を乗じた額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。

(補助金等交付申請書)

第4条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、事業実施の30日前までに行うものとし、添付すべき書類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書 (様式第1号)
- (2) 収支予算書 (様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等実績報告書)

第5条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日までのいずれか早い方とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書 (様式第1号)
- (2) 収支決算書 (様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第6条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(帳簿の備付等)

第7条 規則第22条による帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。